**２０２５年度**

**新車関係 規約遵守状況調査（価格表・展示車・注文書）**

**― 実施要領（訪問調査用） ―**

**１．目的**

１）会員店に対する新車規約の周知徹底

２）会員店における規約遵守状況の実態把握

３）地方組織の充実を図るとともに規約運用の効果を高める

**２．実施時期**

各地区の実情に合わせて実施する（２０２５年１１月まで）

**３．調査内容**

１）商談の際における価格表示（規約第３条第２項）

２）店頭展示車における価格表示（規約第３条第３項）

３）注文書の記入状況（施行規則第６条第８項）

**４．調査対象・方法**

調査は、別紙調査票に基づき、乗用車（軽自動車を含む）を対象に次の方法により行う

１）商談の際における価格表示

①各社より、取り扱い車種全ての価格表を収集し、調査を行う

②価格表に準ずるもの（例えばパソコン等）により表示している場合は、表示内容をプリント　　　アウト等したものを収集し、調査を行う

２）店頭展示車における価格表示

①調査は実地調査とする

②調査拠点数は、原則として１社２ヶ所とする（ただし、２ヶ所ない場合は、１ヶ所のみとする）

③調査は、原則として事務取扱所職員並びに新車価格表示委員会のメンバーが実施するものとし、お互いに系列をこえて行うものとする

④試乗車を展示車として使用し、当該車の新車時価格を表示している場合も調査対象とする

３）注文書の記入状況

①注文書の写（コピー）は保管せず、電子データで保存している店舗もあることから、以下のいずれかの方法により収集する

**＜訪問店舗で調査を実施する場合＞**

**訪問先に予め訪問日時を連絡し、注文書（コピー）の準備を依頼する**

**＜訪問店舗で調査を実施しない場合＞**

**調査期日までに事務局等に注文書（コピー）を郵送又はＦＡＸ、メール等で送付するよう依頼**

②注文書(コピー)の収集は、１社２０枚とする。ただし、２０枚に満たない場合は全数を収集する

③注文書の偏り等を避けるため、次のいずれかの方法により収集する

イ．登録日の指定

ロ．登録期間の指定

**※各社に注文書（コピー）の収集を依頼する際、お客様の個人情報に当たる箇所を塗り潰す等、個人情報保護法に抵触することのないよう、十分注意するようお願いしてください**

**※収集した注文書（コピー）を公取協事務局に送付する必要はありません**

**５．調査結果の取扱**

１）規約違反のあった会員に対しては、委員長名にて規約遵守方の指導を行うものとする

２）委員長の指導要請に対し、協力が得られない会員については、公取協に必要な措置を請求する　　ものとする

３）調査結果は、**調査報告書及び調査結果集計表により２０２５年１２月末日まで**に公取協に報告する

**※調査票、価格表及び注文書(コピー)を公取協に送付する必要はありません。**

**２０２５年度**

**新車関係 規約遵守状況調査（価格表・展示車・注文書）**

**― 実施要領（セルフチェック用） ―**

**１．目的**

１）会員店に対する新車規約の周知徹底

２）会員店における規約遵守状況の実態把握

３）地方組織の充実を図るとともに規約運用の効果を高める

**２．実施時期**

原則として２０２５年１１月末を目途に実施

**３．調査内容**

１）商談の際における価格表示（規約第３条第２項）

２）店頭展示車における価格表示（規約第３条第３項）

３）注文書の記入状況（施行規則第６条第８項）

**４．調査対象・方法**

１）各社全ての拠点をチェック対象とし、各拠点に拠点長もしくは担当者が乗用車（軽自動車を含む）を対象に次の方法により行う（展開のイメージは下記を参照）

①商談の際における価格表示

取り扱い車種全ての価格表及び価格表に準ずるもの（例えばパソコン等）について調査を行う

②店頭展示車における価格表示

全ての展示車について調査を行う

※試乗車を展示車として使用し、当該車の新車時価格を表示している場合も調査対象とする

③注文書の記入状況

注文書の偏り等を避けるため、直近（３ヶ月間程度）の注文書の内、営業担当者別等で選択して　　調査を行う（枚数は原則２０枚とし、２０枚に満たない場合は全数について調査を行う）

２）調査票等については、各拠点に公取協ウェブサイトからダウンロードする

（公取協HP　<http://www.aftc.or.jp/>）

**５．調査結果の取扱**

１）チェックをした結果、問題点があった場合は、速やかに改善措置を行う

２）調査結果は、各拠点⇒各社本社⇒各地区事務取扱所⇒公取協の順に報告する（各地区事務取扱所から公取協への報告は、**調査結果集計表により２０２５年１２月末日まで**に行う）

**セルフチェックのイメージ**

各地区新車価格表示委員会

⑤報　告

①チェック実施依頼

会員ディーラー（本社）

【表示管理者】

④報　告

②チェック実施案内

　営　業　所

　営　業　所

　営　業　所

③公取協HPから調査票をダウンロードしチェック